

1、 現場における安全管理の徹底

○夢洲関連工事における令和4年度の4月から11月までに発生した事故等（5件）

- ・ 令和4年 6月 8日 掘削時における道路照明用の架空線の切断事故
- ・ 令和4年 9月13日 掘削時における埋設照明管路・ケーブルの損傷事故
- ・ 令和4年 9月14日 掘削時における下水マンホールの損傷事故
- ・ 令和4年10月28日 矢板打設時における現場作業員の手指負傷事故
- ・ 令和4年11月21日 残土運搬時における架空線の切断事故

令和4年度の4月から11月までに発生した事故は安全管理の基本的なことを遵守できていれば防げた事故であったと考える。

※万博まで2年半、この限られた期間内での現場での労働災害や事故の発生は、当該工事の工事中断による遅れだけでなく、関連する他工事の工程にも影響し、夢洲関連事業全体の工程にも影響することになるため、各事業者におかれましては、工事中の受注者に対し、再度の安全管理の徹底を周知していただくとともに今後発注する工事につきましては、設計図書等での周知をお願いします。

2、 工事車両・通勤車両の適正な運行・通行の徹底

夢洲関連事業の工事車両や通勤車両に対し、通行ルート沿道の地元（連合町会、町会、地元議員、沿道の方など）の方から、通行する車両増加に伴う交通渋滞、交通事故や振動、騒音、大気汚染などについての懸念の声が多く寄せられている。

工事関係車両による沿道への影響をできる限り少なくするとともに、通行に際し地域の理解を得る必要があるため、以下の事項を遵守されたい。

- ① 工事関係車両については、配分調整したルート・時間帯毎の配分台数以内の台数を通行させること。やむを得ず、配分調整台数以上の通行が必要な場合は、事前に他の事業者と台数調整を行い、夢洲関連事業全体の通行可能台数を超過しないようにすること。また、工事車両運行管理システムの円滑な運用に協力すること。
- ② 工事車両の運行にあたっては、本事業調整会議で決定した運行ルールを必ず遵守すること。（次頁）
- ③ 各事業者は、工事関係車両の通行に対する沿道への影響を鑑み、高速道路を積極的に利用すること。
- ④ やむを得ず工事車両が一般道路（特に生活道路）を通行する場合には、必ず各事業者において、通行ルート、時間帯、台数、通行時の安全対策、連絡先等を記したビラを作成し、地元の理解を得たうえで通行させること。
また、児童の通学時間帯の安全走行を徹底すること。
- ⑤ 工事関係車両の違法行為や迷惑行為等の通報（事業者、受注者等の特定の有無に関係なく）があった場合には、事業者において車両の特定と行為の確認を行い、行為が判明した場合には再発防止策を策定し、通報者の方への対応をするとともにWGにおいて報告をすること。
- ⑥ 各事業者において、地元や関係者等から苦情、要望等を受けた場合やそれに対する対応等を行った場合（他の工事に影響する場合には、可能な限り対応策提示前）は、全事業者に情報提供を行うこと。

工事車両の運行にあたっては、以下のルールを必ず遵守すること。

1	工事車両表示（ゼッケン）の設置
2	指定された運行ルート及び運行時間帯の遵守
3	駐停車（待機含む）の禁止
4	道路上での生コン車シュート洗いの厳禁
5	第1走行車線の走行原則禁止
6	営業ナンバーと白ナンバーの適正使用
7	特殊車両通行時における適正な手続きの遵守
8	過積載の厳禁
9	規制速度・法定速度の遵守
10	信号のない横断歩道での歩行者待機時での一時停止



- ・各ルールに対する効果
 - 交通安全対策・・・①②③④⑧⑨⑩
 - 交通渋滞対策・・・②③④⑦
 - 沿道環境対策・・・①②⑤⑧⑨
 - 法令遵守対策・・・③⑥⑦⑧⑨⑩